

名寄市中小企業振興条例

中小企業は本市経済の基盤として市民の暮らしになくてはならない存在です。中小企業が持続的発展をすることにより、働く人の収入増加や消費の活性化、雇用が創出されるなど、地域経済の活性化によるまちづくりにつながり、市民生活の向上に寄与する好循環が生まれます。

しかしながら、経済のグローバル化、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来など、中小企業を取り巻く社会的経済的環境は大きく変化してきていることに加え、本市における経営者の高齢化、後継者不足など中小企業の活力の低下が懸念され、それに伴い、中心市街地はにぎわいを失いつつあります。

このような状況を乗り越え、中小企業が活力を持つて創造的、持続的に発展するためには、中小企業自らが地域経済の重要な担い手であることを自覚し、豊かな自然環境や地域の特性を最大限生かしながら、創意工夫と自主的な努力の下、自由な発想により新たな価値を生み出すことが求められます。同時に、時代の中で変化する経営環境に果敢に挑戦する意欲あふれる中小企業が育つ社会環境が重要であり、未来を担う中小企業の振興は本市の発展に欠かせないという認識を、市、中小企業者等、経済団体、大企業者、市民及び関係団体のそれぞれが共有し、共に発展していくことが必要です。

ここに、中小企業が活力を最大限に発揮できる社会環境と地域循環型経済を構築することにより、未来にはばたく中小企業が本市経済の持続的発展を支え、もって市民が豊かに暮らせるまちづくりに寄与するためにこの条例を制定します。

第1章 総則

【目的】

第1条 この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念を定め、名寄市(以下「市」という。)、中小企業者等、経済団体、大企業者、市民及び関係団体の責務、役割等を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策(以下「中小企業振興施策」という。)を総合的に推進し、もって本市の地域、産業及び経済の発展並びに市民生活の向上に寄与することを目的とする。

【定義】

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- 2 創業者 市内において新たに個人開業又は会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第1号に定める株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第6号に定める企業組合及び同法同条同項第7号に定める協同組合並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に定める特定非営利活動法人の設立を行う者であり、開業後又は会社等設立後は、前号の該当となるものをいう。
- 3 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項各号に定める中小企業団体、商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項に定める商店街組合及び商店街振興組合連合会、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第3条に定める生活衛生同業組合その他これらに類する中小企業者を構成員とする団体で、その事務所又は事業所を市内に有するものをいう。
- 4 中小企業者等 中小企業者及び中小企業団体をいう。
- 5 経済団体 商工会議所法(昭和28年法律第143号)第2条第1項に定める商工会議所、商工会法(昭和35年法律第89号)第4条に定める商工会その他市内において地域経済の振興に関する活動を行う団体をいう。
- 6 大企業者 中小企業者以外の会社及び個人であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- 7 市民 市内に居住する者、市内で働く者若しくは市内の学校で学ぶ者又は市内においてその他の様々な活動を行う者若しくは団体をいう。
- 8 関係団体 大学等の学術研究機関、金融機関その他中小企業の振興に関係する団体をいう。
- 9 域内 本市を中心として経済活動の影響を共有する経済圏の区域をいう。
- 10 域外 域内以外の区域をいう。

【基本理念】

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- 1 中小企業の果たす役割の重要性を理解し、企業家精神を尊重し、市、中小企業者等、経済団体、大企業者、市民及び関係団体が協働して地域全体で中小企業の振興を図ること。
- 2 中小企業者等の自らの創意工夫と自主的な取組を尊重すること。
- 3 財の域内における循環と域外からの獲得による地域循環型経済の構築を図り、中心市街地はもとより市内経済全体のにぎわいを創出し、市民が豊かに暮らせるまちづくりを実現すること。
- 4 社会的経済的環境の変化に的確に対応すること。
- 5 本市の産業構造及び地域特性を踏まえて、地域の潜在力を生かすこと。

【市の責務】

- 第4条 市は基本理念にのっとり、中小企業振興施策を総合的に策定し、実施するよう努めなければならない。
- 1 市は、中小企業振興施策の実施に当たって、中小企業者等、経済団体、大企業者、市民及び関係団体と連携し、推進するよう努めなければならない。
 - 2 市は、中小企業振興の重要性に対する理解を深め、地域全体で支える意識の醸成に努めなければならない。
 - 3 市は、市の工事、物品及び役務の調達等に当たり、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者等の受注機会の増大に努めなければならない。

【中小企業者等の責務】

- 第5条 中小企業者等は、基本理念にのっとり、社会的経済的環境の変化に対応するため、経営基盤の強化、経営の革新及び事業の継続に主体的に取り組むよう努めなければならない。
- 1 中小企業者等は、国、北海道、市及びその他関係機関が実施する中小企業振興施策の実施に協力するよう努めなければならない。
 - 2 中小企業者等は自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用環境の整備、雇用の維持及び創出並びに人材の育成に努めなければならない。
 - 3 中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、市民が豊かに暮らせるまちづくりの実現に貢献するよう努めなければならない。
 - 4 中小企業者等は、地域や業種等による組織化、組織された団体への加入等により、相互に連携及び協力するよう努めなければならない。

- 6 中小企業者等は、市内において生産され、製造され、または加工される産品を取り扱い、及び市内で提供される商業等サービスを利用するよう努めなければならない。

【経済団体の責務】

第6条 経済団体は、基本理念にのっとり、中小企業者等の経営の改善及び持続的発展並びに創業及び事業承継に対して、積極的に指導及び支援するよう努めなければならない。

2 経済団体は、国、北海道、市及びその他関係機関が実施する中小企業振興施策の実施に当たって、市、中小企業者等、大企業者、市民及び関係団体に協力するよう努めなければならない。

3 経済団体は、中小企業者等の組織化並びに中小企業者等の相互の連携及び協力を促進するよう努めなければならない。

【大企業者の役割】

第7条 大企業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たって、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、中小企業に関する団体に加入する等、市、中小企業者等、経済団体、市民及び関係団体との連携及び協力に努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業の振興が地域経済の発展に果たす役割の重要性を認識し、中小企業振興施策に対して協力するよう努めるものとする。

3 大企業者は、市内において生産され、製造され、又は加工される産品を取り扱い、及び市内で提供される商業等サービスを利用するよう努めるものとする。

【市民の理解及び協力】

第8条 市民は、中小企業の振興が地域経済の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、消費者として地域における経済循環の一翼を担っていることを踏まえ、中小企業者等が提供する商品又はサービスの利用等に努めるものとする。

【関係団体の連携及び協力】

第9条 関係団体は、基本理念にのっとり、中小企業者等の経営の改善及び持続的発展並びに創業及び事業承継に対して、指導及び支援するよう努めるものとする。

2 関係団体は、中小企業振興施策の実施に当たって、市、中小企業者等、経済団体、大企業者及び市民と連携し、推進するよう努めるものとする。

3 関係団体のうち大学等の学術研究機関は、中小企業の振興に資する人材の育成並びに研究及びその成果の普及を行うよう努めるものとする。

4 関係団体のうち金融機関は、中小企業者の事業活動に対し、必要な融資を行うとともに、経営に関する助言を行う等の方法により、積極的な支援に努めるものとする。

第2章 中小企業の振興に関する基本的施策

【基本方針】

第10条 市は、中小企業の振興を推進するに当たり、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき必要な施策を講ずるものとする。

- 1 経営基盤の強化及び経営の革新を図ること。
- 2 事業活動に必要な資金の円滑化を図ること。
- 3 事業活動に必要な人材の育成及び確保並びに労働環境及び福利厚生充実を図ること。
- 4 創業、第二創業や時代に即した企業変革・新産業創造等の推進、事業の承継及び経営者への支援の推進を図ること。
- 5 地域循環型経済の構築に向けた社会環境整備を図ること。
- 6 その他中小企業の振興並びに中心市街地の活性化及び市内経済全体のにぎわい創出に必要な推進を図ること。

【財政上の措置】

第11条 市は、中小企業の振興を推進するために、公益上必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

- 1 前項の規定による財政上の措置に関し、名寄市企業立地促進条例(平成18年名寄市条例第176号。以下「促進条例」という。)に基づく助成及び課税の免除を受けようとする者(促進条例に基づく助成及び課税の免除を既に受けた者を含む。))は、この条例に基づく施策による支援と重複することができない。

第3章 名寄市中小企業振興審議会

【審議会の設置】

第12条 中小企業の振興を諮るため、市長の附属機関として名寄市中小企業振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、中小企業の振興に関し、その基本的事項について審議又は調査等を行うものとする。

3 審議会は、15人以内で構成し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- 1 学識経験者
- 2 中小企業団体関係者
- 3 経済団体関係者
- 4 消費者
- 5 その他市長が適当と認める者

第4章 雑則

【調査及び公表】

第13条 市長は、定期的に、中小企業の実態に関する必要な調査及び中小企業者等が実施した事業に対する補助に関し、その内容を公表しなければならない。

2 前項の公表に当たっては、事前に審議会に報告するものとする。

【委任】

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【附則】

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の名寄市中小企業振興条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例による改正前の名寄市中小企業振興条例の施行の日の前日までに、合併前の名寄市中小企業振興条例(昭和51年名寄市条例第23号)又は風連町商工業振興条例(昭和52年風連町条例第13号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

中小企業と市民の協力で 名寄市を活性化!!

名寄市中小企業振興条例



条例制定(全部改正)の目的

○市内事業所の9割以上を占め、市内経済の基盤として市民の暮らしになくてはならない中小企業の振興が、名寄市の発展に欠かせないという認識を市、中小企業者等、経済団体、大企業者、市民や関係団体それぞれが共有し、地域循環型経済の構築により中小企業が経済の持続的発展を支え、市民が豊かに暮らせるまちづくりに寄与するために本条例を制定しました。

名寄市の課題

- 少子化・高齢化に伴う生産年齢人口の減少等による人手不足、人材育成、人材確保は大きな課題となっています。
- 大型店の進出、消費者ニーズの多様化、経営者の高齢化や後継者不足などにより中心市街地の商店数は減少し、空洞化が進行しており、事業承継は喫緊の課題です。
- 既存の商工業者の廃業増加が見込まれる中、地域経済の活性化を図るため、起業意欲ある者の新規創業や第二創業への誘導、時代に即した企業変革・新産業創造に向けた取組も課題となっています。
- 中心市街地活性化及び市内経済全体の賑わい創出、域外からの財の獲得のための企業立地・誘致施策の充実が求められています。
- 王子マテリア株式会社名寄工場の稼働停止や、新型コロナウイルス感染症は、地域経済や雇用に計り知れない影響を及ぼし、これらの課題を増幅しています。

中小企業基本法における中小企業者の定義

業 者	中小企業者（下記のどれかを満たすもの）		
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	小規模企業者
①製造業、建築業、運輸業、その他業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※名寄市内の企業の90%が中小零細企業です。
※「中小企業者」の中に「小規模企業者」が含まれます。

お問い合わせ先

名寄市経済部産業振興室産業振興課

〒096-8686 名寄市大通南1丁目1番地(名寄庁舎)

TEL: 01654-3-2111 (内線 3343) FAX: 01654-2-4614 MAIL: ny-sangyo@city.nayoro.lg.jp



基本理念【第3条】

◇ 中小企業の振興は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない

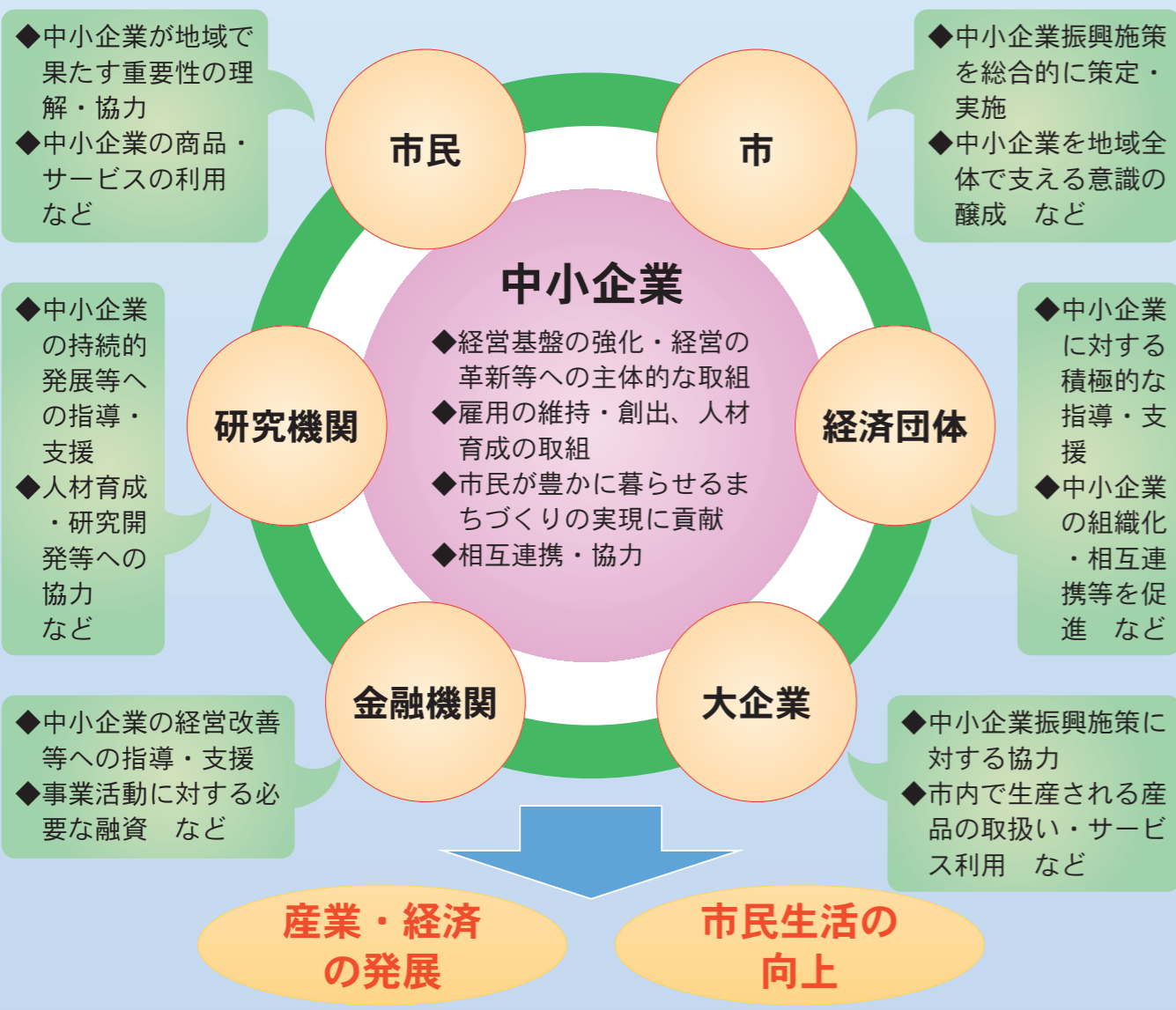
- ① 中小企業の果たす役割の重要性を理解し、企業家精神を尊重し、地域全体で中小企業の振興を図ること
- ② 中小企業者等の自らの創意工夫と自主的な取組を尊重すること
- ③ 地域循環型経済の構築を図り、市内経済全体の賑わいを創出し、市民が豊かに暮らせるまちづくりを実現すること
- ④ 社会的経済的環境の変化に的確に対応すること
- ⑤ 本市の産業構造及び地域特性を踏まえて、地域の潜在力を生かすこと

基本方針【第10条】

◇ 市は、次に掲げる基本方針に基づき必要な施策を講ずるものとする

- ① 経営基盤の強化及び経営の革新を図ること
- ② 事業活動に必要な資金の円滑化を図ること
- ③ 事業活動に必要な人材の育成及び確保並びに労働環境及び福利厚生の実を充実を図ること
- ④ 創業、第二創業や時代に即した企業変革・新産業創造等の推進、事業の承継及び経営者への支援の推進を図ること
- ⑤ 地域循環型経済の構築に向けた社会環境整備を図ること
- ⑥ その他中小企業の振興並びに中心市街地の活性化及び市内経済のにぎわい創出に必要な推進を図ること

関係機関の責務・役割等【第4条～第9条】



地域循環型経済

地域経済を活性化するためには次に掲げる事項が重要です。

- ◆ 域外から資金を流入させる「域外市場産業」の強化 (①)
- ◆ 域内での消費、還流を繰り返すことにより、域内の需要の拡大 (③④)
- ◆ 域外への消費 (エネルギー、自動車など) を可能な範囲で域内消費へ (⑤)
(例:再生可能エネルギーの地産地消)

